

## 千葉県環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（案）に関する 意見募集結果について

### 1 概要

令和6年1月に法に基づく排水基準を定める省令（以下「省令」という。）が公布され、よりの確にふん便汚染を捉える指標として、排水基準の項目が「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改められ、許容限度が見直された。

省令改正の趣旨を踏まえ、千葉県環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）に定める排水基準を変更するため、規則の一部改正について以下のとおり意見募集を行った。

#### (1) 意見募集期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月30日（火）

#### (2) 告示方法

千葉県ホームページ及び県等の窓口での閲覧

#### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファックス

### 2 意見の提出状況

意見の提出はありませんでした。